

沖縄市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務
委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

沖縄市 健康福祉部 ちゅいしいじい課

1. 目 的

この要領は、沖縄市が定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務（以下、「本業務」という。）を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により事業者を公平に選定するため、その方法について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

沖縄市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託

(2) 委託内容

「沖縄市定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和7年8月1日（金）から令和7年11月28日（金）まで

3. 提案上限額

9,652,000円（消費税・地方消費税込の額）

※上記金額は、企画提案のための上限として設定しているものであり、契約金額ではない。

※見積額が上限額を上回る場合は、プロポーザル審査の対象外とする。

4. 支払方法

委託料の支払い方法については、契約締結時に市と受注者が別途協議する。

5. スケジュール

※下記の日程中、⑦⑧は予定であり、変更となる場合がある。

内 容	日 程
① 公募開始	令和7年6月10日（火）
② 質問受付期間	令和7年6月10日（火）から 令和7年6月16日（月）まで
③ 質問の最終回答日 （随時ホームページで公開）	令和7年6月19日（木）
④ 参加表明の締切日	令和7年6月24日（火）17時まで

⑤ 参加提出書類の提出日	令和7年6月26日（木）、27日（金） 9時～17時（12～13時は除く） ※台風等で閉庁となったときは、翌開庁日まで
⑥ 参加辞退申出の締切日	令和7年7月 1日（火）17時まで
⑦ 受託候補者の決定通知	令和7年7月 3日（木）以降
⑧ 受託候補者と委託内容等の調整後、業務委託契約締結	令和7年7月上旬 ※予定

6. 参加資格

本業務委託にかかる企画提案に参加できる者は、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

(1) 単体企業として参加する場合

- ① 沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領による入札参加停止を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 法人税、所得税、地方税、消費税または地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号にあげる団体、及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 個人情報保護及び情報セキュリティに関する第三者認証（プライバシーマーク、ISO27001/ISMS等）の認定取得事業者であること。
- ⑦ 本市と同規模程度の地方公共団体において、同種の契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- ⑧ 本業務を確実に遂行できること。

(2) 共同企業体（JV）として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、構成者がそれぞれの業務範囲に応じて上記（1）に掲げる要件を全て満たしていなければならない。この場合においては、応募書類の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書の写しを応募書類の提出時に添付するものとする。

なお、市は代表となる企業とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表となる企業との委託契約（市との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合において、代表となる企業は、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等の責任を担うものとする。

- (3) 県内に本社または支社等を置き（共同企業体として参加する場合は代表となる企業）、かつ、正社員が常駐していること。

7. 質問受付および回答

本実施要領および仕様書の内容について質問があるときは、次のとおり受付ける。

(1) 質問受付期間

令和7年6月10日（火）から令和7年6月16日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

質問内容を企画提案質問書（様式7）に記入の上、電子メールにより提出すること。送信後は、必ず電話により到達確認を行うこと。

※期間を過ぎた質問、メール提出以外での問い合わせは一切回答しない。

(3) 提出先

宛先：沖縄市 健康福祉部 ちゅいしいじい課

Mail：chuisigia43@city.okinawa.lg.jp

件名：【会社名】定額減税補足給付金（不足額給付）支給業務プロポーザルへの質問について

(4) 質問への回答

質問者名を伏せて、ホームページ上に随時公開する。

なお、回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加または修正とみなす。

最終更新日：令和7年6月19日（木）

8. 参加方法

(1) 参加表明

本業務委託にかかる企画提案に参加を希望する者は、令和7年7月1日（火）17時までに下記QRコードに示すLoGoフォームより参加表明を行うこと。



【URL】

<https://logoform.jp/f/3xRxE>

(2) 応募書類の提出

提出方法：持参による窓口提出

提出先：沖縄市 健康福祉部 ちゅいしいじい課（市役所5階）

受付日時：令和7年7月3日（木）、4日（金）

9時から17時まで ※12時から13時の間は除く。

※台風等で閉庁となったときは、翌開庁日までとする。

提出部数：「提出書類一覧」の必要書類一式を1部（原本）、副本5部

②～⑥のPDFデータ（CD-R等）

※電子データはメールでの提出可、ただし、必ず電話にて到達確認を行うこと。

電子メール送付先：chuisigia43@city.okinawa.lg.jp

【提出書類一覧】

提出書類	様式等
① 企画提案届出書 兼 参加資格宣誓書	[様式第1号]
② 事業者の概要	[様式第2号]
③ プライバシーマーク 等の認証を証明する 書類の写し	※プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメント システム（ISO27001/ISMS）適合性評価
④ 事業者の事業実績	[様式第3号] ※業務実績が複数の場合は、同種業務及び地域性を優先 し、最大8件まで記入すること。
⑤ 業務の実施体制及び 業務従事者調書	[様式第4号]
⑥ 企画提案書	・[様式第5号][任意様式] ・規格はA4を基本とすること。 ・文字サイズは11号以上とすること。 ・本業務実施にあたっての方針、本業務に関する提案者の 考え方、委託業務項目の実施方法や手法等の実施計 画に対する基本的な考え方、提案趣旨を明確にし、簡 潔にまとめること。 ・企画提案の内容は、提案者が責任をもって履行できる 内容とすること。 ・提案においては、専門知識を有しない者にも理解でき るよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、具体 的で明確な企画提案書を作成すること。 ・[様式第5号]に定めのないことであっても、提案者の 判断で必要と思われる事項があれば積極的な提案を求 める。

⑦ 参考見積書	[様式任意] ※消費税・地方消費税込の額 人件費（人数等）及び事業費等を項目毎に明記し、経費の内訳が分かるように記載した内訳書（様式任意）を添付すること。	
⑧ 履歴事項全部証明書	過去 3 年前までの履歴が掲載されている証明書	※ ⑧⑨について 「沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録された者は、提出を省略することができる。
⑨ 滞納のない証明書 （納税証明書）	国税、県税、市税 ※発行から 3 か月以内	
⑩ 協定書の写し	※共同企業体（JV）として参加する場合	

※共同企業体（JV）の場合は、上記のうち②③④⑧⑨を企業ごとに提出すること。

(3) 提出に関する留意点

- ① 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- ② 提出書類は A4 縦型フラットファイルに左閉じとし、全書類にページ数とインデックスを付すること。
- ③ 企画提案書は、提出期限までは自由に改変が出来るものとする。ただし、改変するときは提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- ④ 提出締め切り後は、提出書類の修正、追加、変更を認めない。
- ⑤ 書類提出にかかる費用は、参加者の負担とする。
- ⑥ 提出された資料等の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、事業者選考に伴う作業等に必要な範囲において、市が企画提案書等の複製、記録及び保存を行い、返却はしない。
- ⑦ 提出された書類については、沖縄市情報公開条例に基づき、公開する場合がある。

(4) 無効となる企画提案書

提出された企画提案書が以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とすることがある。

- ① 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの。
- ② 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの。
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。

※なお、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、市の指名停止の措置を行うことがある。

9. 参加の辞退

本業務委託にかかる企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式 6）を令和 7 年 7 月 1 日（火）17 時までに、ちゅいしいじい課へ提出すること。

期日までに辞退届原本の提出ができない場合は、電子メールにてデータ（PDF）を先に提出し、原本については後日速やかに提出すること。

10. 委託業者の選定方法

(1) 審査者

沖縄市職員で構成する「沖縄市地方創生臨時交付金事業業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」）にて審査を行う。なお、審査は非公開とする。

(2) 審査の方法

① 事前審査

参加申込者の参加資格要件及び提出書類の不備等を確認し、これらに問題がなければ選考対象とする。

② 企画提案書等の審査（プレゼンテーション審査は実施なし）

選定委員会は、提出書類及び必要に応じて書面質疑を実施して書面審査を行い、受託候補者を選定する。

書類提出日	本要領 8. (2) のとおり
審査結果	・ 審査の合計得点の最高得点提案者を本業務委託契約にかかる受託候補者として決定する。但し、得点が「評価指標」における配点合計の 60% 未満の場合は、受託候補者とししない。 ・ 審査結果については、受託候補者の決定後、提案者に対し書面により通知する。 ・ 選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査結果について異議申し立ては受け付けない。

③ 失格事項

次に該当した場合は失格とする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ・ 見積額が本要領 3. の提案上限額を超えている場合
- ・ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合
- ・ その他、参加資格要件を満たさなくなった場合

(3) 評価指標

	提出様式	評価項目	評価指標
書類審査	様式第3号 (事業者の 事業実績)	法人の業務 実績	・法人の同種、類似業務の実績があるか。 また、本市と同規模の自治体において、 受注実績が豊富であるか。 同種業務：定額減税補足給付金（調整 給付） 類似業務：低所得世帯支援給付金 ・本市で同種、類似業務の受注実績がある か。
	様式第4号 (業務の実 施体制及び 業務従事者 調書)	業務責任者 の実績	・業務責任者の業務の従事年数 ・業務責任者の同種・類似業務の実績
		業務実施体制	・現場責任者に業務に精通した人材と、業 務量に応じた適切な人員数が配置されて いるか。 ・業務従事者に本市で同種、類似業務を行 った実績があるものが配置されている か。 ・指揮命令系統が確立しており、本市との 情報連携や情報共有を円滑に行う体制が とられているか。 ・業務を停滞させることなく、迅速かつ効 率的に事務処理を行うことができ、適切 な業務を提供できる実施体制となってい るか。
	様式第5号 (企画提案 書)	業務理解度	・国が示している定額減税補足給付金（不 足額給付）の概要について正しく理解し ているか。 ・定額減税補足給付金（不足額給付）の特 性に応じた適切な提案がなされている か。

	様式第5号 (企画提案書)	個人情報保護 情報セキュリティ対策	・紙情報を含む個人情報の情報漏えい等のリスクに対して、具体的な情報セキュリティ対策（物理的・人的・技術的）が講じられているか。
		従事者の管理、育成	・業務に必要な人員確保の体制、方策がとられているか ・従事者が業務内容を十分に理解し、市民への対応を行うための研修等のサポート体制ができているか
		その他提案	・事業者独自の提案がされており、その内容が市民や市にとって有効性の高いものになっているか。

11. 委託契約に関する事項

(1) 委託契約候補者の決定

本市は、選定委員会が選定した最高得点提案者を本業務委託契約にかかる受託候補者として決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、最高得点提案者から業務委託契約が締結できない場合には、次点者を受託候補者とする。

- ① 本要領6.参加資格の要件を満たさないことが判明したとき。
- ② 最高得点提案者が本業務の委託契約の締結を辞退したとき。
- ③ 最高得点提案者が、見積徴取の結果、協議を経てもなお契約締結ができなかったとき。
- ④ その他の理由により最高得点提案者と契約の締結が不可能となったとき。

(2) 業務委託契約金額

受託候補者は、市と協議した契約時における仕様を確認後、見積書を提出すること。なお、業務委託契約金額は、本市の定める本業務委託契約にかかる予定価格の範囲内とする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ① 本業務委託の契約は、沖縄市契約規則等によるものとする。
- ② 本業務における具体的作業については、本市仕様書及び提案書で記載された内容をもとに、市と協議して進めるものとする。
- ③ 協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で、本契約の仕様に反映させるものとする。この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものとみなし、受注者は履行の義務を負うものとする。

- ④ 企画提案書に記載した配置予定者は、特別の理由により受注者と市の双方がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- ⑤ 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。この場合においても、受注者は当該第三者の行為すべてについて責任を免れない。

(4) 契約後の実施内容

事業を実施するにあたっては、沖縄市と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

12. 問い合わせ先

沖縄市 健康福祉部 ちゅいしいじい課
〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号
TEL : 098-939-1212 (内線 3184)
Mail : chuisigia43@city.okinawa.lg.jp